

令和6年度「台湾との民間団体交流マッチング支援事業」実施要項

令和6年4月4日
国際・経済交流課

第1 目的

宮崎県と台湾新竹県・桃園市を中心とする台湾との民間レベルでの交流を促進するため、交流を希望する団体のマッチングを支援するとともに、相互交流に向けた取組を通じて本県の魅力を効果的に発信することにより、将来の観光誘客の礎を築く。

第2 事業概要

第1の目的のために、台湾の民間団体とのマッチングを希望し、両代表者の往来を通じて相互交流に向けた取組（以下「往来での交流」）を行う県内の団体に対して補助金を交付する。

また、台湾との往来が困難である場合は、今後の相対する交流に繋げていくためのオンラインでの交流（以下「オンライン交流」という。）を行う団体に対して補助金を交付する。

第3 事業実施団体

県内の民間団体

第4 事業の内容

事業は、次に掲げるものを行うものとする。

1 往来での交流

- (1) 宮崎側の民間団体代表者を台湾へ派遣し、台湾側の団体代表者と交流実現に向けた協議等を行うとともに、宮崎観光の魅力等をアピール
- (2) 台湾側の民間団体代表者を宮崎に受け入れ、宮崎側の団体代表者と交流実現に向けた協議等を行うとともに、台湾側団体に県内観光地視察等の宮崎の魅力を提供
- (3) 台湾側団体による、宮崎観光の魅力等のSNS等での発信

2 オンライン交流

- (1) 今後の相対する交流実現に向けて、台湾の民間団体とのオンラインでの協議
- (2) 県内の民間団体から台湾の民間団体に宮崎観光の魅力等の効果的なアピール
- (3) 台湾側団体による、宮崎観光の魅力等のSNS等での発信

第5 募集、選定及び補助金の交付決定

- 1 県は、事業の実施にあたり、本件補助対象事業を一般公募する。
- 2 事業の実施を希望する団体は、次に掲げる書類を、別に定める日までに県に提出するものとする。
 - (1) 事業実施申込書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 収支予算書（様式第3号）
- 3 県は、上記2の提出があったときは、実施意欲、事業目的との整合性、事業の新規性・継続性・波及効果・地理的バランス、実現可能性等を考慮の上、事業実施候

補団体を選定する。また、2の団体に選定結果を通知するものとする。

- 4 県は、事業実施候補団体を選定後、台北駐福岡経済文化弁事處等に、事業の実施を希望する台湾新竹県及び桃園市等の民間団体との斡旋を依頼する。
- 5 上記3の規定により選定を受けた事業実施候補団体は、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）及び「台湾との民間団体交流マッチング支援事業」補助金交付要綱（令和2年7月1日宮崎県国際・経済交流課定め）の規定に基づき、次に掲げる書類を別に定める日までに県に提出するものとする。
 - (1) 補助金交付申請書（補助金等の交付に関する規則様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 収支予算書（様式第3号）
 - (4) 当該団体の定款又は規約
 - (5) 当該団体の過去2年間の活動実績を証する書類
 - (6) 法人格を有する団体の場合には、納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
 - (7) 法人格を有する団体の場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（補助金交付要綱様式第1号）
 - (8) 構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないことの誓約書（補助金交付要綱様式第2号）
- 6 県は、上記5の書類の提出があったときは、補助金交付の適否を判断し、事業実施候補団体に通知するものとする。

第6 募集要項

県は、各年度の事業の実施に当たり、台湾との民間団体交流マッチング支援事業募集要項を作成する。

第7 対象事業の条件等

- 1 往来での交流
 - (1) 交流の分野は特に問わないが、非営利目的であり、将来にわたる団体間交流の促進に資するものとする。
 - (2) 宮崎側の民間団体代表者を台湾へ派遣し、台湾側の団体代表者と交流実現に向けた協議等を行うこと。
 - (3) 台湾へ派遣した際には、宮崎側団体による、宮崎観光の魅力等のアピールを行うこと。
 - (4) 台湾側の民間団体代表者を宮崎に受け入れ、宮崎側の団体代表者と交流実現に向けた協議等を行うこと。
 - (5) 台湾側の民間団体が、県内の観光地を視察する場を設けること。
 - (6) 台湾側の民間団体は、宮崎観光の魅力等をSNS等で発信すること。
- 2 オンライン交流
 - (1) 交流の分野は特に問わないが、非営利目的であり、将来にわたる団体間交流の促進に資するものとする。

- (2) 交流の際に宮崎観光の魅力等のプレゼンを行うこと。
- (3) 台湾側の民間団体は、宮崎観光の魅力等をSNS等で発信すること。

第8 補助金交付

決定した額を、事業実施団体が指定した口座に振り込む。

第9 その他

この要項は、令和6年度の予算にかかる台湾との民間団体交流マッチング支援事業から適用する。